

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(1月分～3月分)

■令和4年1月1日～令和4年3月31日

令和4年3月31日現在

【参考送付】: 発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係: 14件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月11日	現代社会の特徴に対応した消費者契約法・消費者裁判特例法の改正を求めます	全国消費者行政ウォッチねっと	消費者庁では、昨年9月に、消費者契約に関する検討会報告書、消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書がとりまとめられたことを受けて、現在、改正法案の策定作業に入っている。 これらの報告書が示した方向での改正法案の策定を希望する。 加えて、超高齢社会、デジタル化社会という特徴を有する現代社会において消費者の安全・安心を確保するため、以下の点についても十分に配慮した法案とするよう求める。 1 高齢社会のさらなる進展により、ぜい弱性を抱えた高齢者被害の増加が予想される中で、消費者契約法がセーフティネットの一翼を担って一定の役割を果たしていくという観点が重要である。特に近時、特定商取引法の訪問販売の適用除外を狙ったと思われる手法が横行していることに鑑み、認知症等判断能力の衰えた高齢者に対する勧誘に基づく申込み・契約締結についての取消権の導入を検討すること。 2 デジタル取引において、無料・低額の期間を設ける等により契約締結のハードルを低くしつつ、解約方法を限定することで、解約を事実上困難にして不本意な契約継続を強いるという取引手法が多くみられる。これに対応できるようにするため、契約締結を安易に誘導しながら取引の解約を不当に制限する条項を原則として無効とする規定の導入を検討すること。
1月13日	契約書面等の電子化に関する政省令改正についての意見書	東京弁護士会 会長 矢吹 公敏	契約書面等の電子化の施行に必要な政省令について、以下のとおりの改正を行うべきである。 1 政令事項 (1) 販売業者等が、契約書面等の交付に代えて、契約書面等に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合(以下「電磁的提供」という。)の消費者の承諾については、その真意性を担保するための手続的な要件を設けるべきである。特に契約勧誘時または契約締結時に消費者と対面する場合には、その手続的な要件を加重すべきである。 (2) 電磁的提供は、これを行うに適した消費者に対してのみ限定して行えるようにすべきである。 2 省令事項 (1) 電磁的提供に係る電磁的方法は後述する①から③の全てを満たしたものとすべきである。 ①電磁的方法による送信後、直ちにそれが当該消費者の使用する端末等に記録される方法 ②電磁的提供に係る記載事項について、消費者が一覧性を確保しこれを確認できる方法 ③ある時刻にその電子データが存在していたことと、それ以降改ざんされていないことを証明できる方法 (2) 電磁的提供を行った場合に、販売業者等において、消費者が提供された情報を閲覧したことを確認する措置を設けるべきである。 (3) 販売業者等には、電磁的提供をした場合でも消費者の求めがあったときには、提供された情報を、書面で再交付しなければならないとの義務を設けるべきである。
2月7日	特商法等における契約書面等の電子交付に関する政省令制定に際し、消費者保護のために必要な規制を設けることを求める会長声明	徳島弁護士会 会長 森 晋介	書面交付義務の電子化に関する政省令を定めるに当たっては、消費者保護に十分配慮した規制を設けるよう要求する。 (1) 消費者からの承諾の取得方法について 消費者の真意に基づく明示的な承諾を確保するため、次の規制を求める。 ア 事業者は、消費者より契約書面等の電子交付の承諾を得るに際して、消費者が原則として契約書面等の現実の交付を受けることができること、電子交付されるデータが契約内容やクーリング・オフの制度を記載した重要なものであること、及び電子データの提供を受けた日がクーリング・オフの起算日となることを口頭及び書面で説明しなければならない。 イ 事業者は、消費者より契約書面等の電子交付の承諾を得るに際して、当該消費者が電子データを閲覧・保存・プリントアウトできるソフト及び電子機器を保有し、かつ過去1年以内にインターネット取引の経験があることを確認しなければならない。 ウ 事業者は、書面や電子データによって消費者の承諾を得なければならない、また承諾書の写しを交付するなどして、承諾に係る書面や電子データが消費者の手元に残るようにしなければならない。 (2) 電子データの提供方法について 書面交付による場合と同等の確認機能及び告知機能を確保するため、次の規制を求める。 ア 電子データの提供は、PDF等のファイルに契約条項全体を記載して、電子メールに添付する方法によらなければならない。 イ 電子データを提供する際の電子メールは、所定のフォーマット(①分かり易い表題とすること、②クーリング・オフに係る記載については、目に付きやすい大きさ・色の文字を使用すること、③メール本文中にも、当該消費者契約に係るクーリング・オフの期間及び電子メールの受信日がクーリング・オフの起算日となることを明示すること等)を遵守しなければならない。 ウ 事業者は、電子データの提供後、消費者が当該電子データを画面上に表示したことを確認しなければならない。 最後に、本法律の施行に際しては、上記政省令の規制の他にも、消費者保護の観点から必要な規制を検討するよう求める。その一例として、契約書面等の電子交付を許容する事業者を登録制にすること、契約書面等を電子交付する場合には、クーリング・オフ期間中に別途消費者に対するクーリング・オフについての注意喚起を義務付けること、インターネット取引に不慣れた消費者(高齢者など)の保護のために家族や第三者の関与を確保すること、などの方策が考えられる。
2月10日	前払式支払手段に関する規律についての意見書	クレジット・リース被害対策弁護団 団長 弁護士 瀬戸 和宏	1. 番号通知型の前払式支払手段について、(i) 発行者に対して発行額を少額にするなどの商品性の見直しやシステム面での対応の検討等、転売を禁止する約款などの策定、転売等を含む利用状況のモニタリング、不正転売等が行われた場合の利用凍結等を行うとともに、利用者への注意喚起等を行う体制整備を求めること、(ii) 当局として、商品性等から不正利用リスクが相対的に高いと考えられる前払式支払手段の発行者に対し、リスクに見合ったモニタリング体制が構築されているか等を確認するとともに、広くサービス利用者等に対し、転売サイトの利用等を控えるよう周知徹底を図るとすることにつき、賛成する。 2. 本人確認や疑わしい取引の届出等の義務を要する高額電子移転可能型前払式支払手段の範囲については、実効的な利用者保護が可能な範囲(具体的には1回あたりの譲渡額等は2万円超、1か月あたりの譲渡額等の累計額は5万円超)とすべきである。
2月21日	【参考送付】公正な消費者取引を確保するために分野横断的に適用される行政ルールの整備を求める意見書	日本弁護士連合会 会長 荒 中	1 国は、消費者取引の公正を確保するため、業種・業態を問わず分野横断的に適用される消費者取引についての行政ルールを整備する立法措置を講ずるべきである。 2 前項の分野横断的な行政ルールは、各業法との関係で一般法の性質を持つものとし、次の内容を備えるものとすべきである。 (1) 消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為を不公正な取引行為として、明示的に禁止すること。 (2) 不公正な取引行為を個別的に規定するとともに、一般性を有するいわゆる受血規定を同時に設けること。 (3) 広告・勧誘の段階にとどまらず、義務の履行や契約の解消の段階を含め、全ての取引過程を対象として、不公正な取引行為を定めること。 (4) 一般的な消費者を基準とする規定だけでなく、高齢者、障がい者又は若年者等のぜい弱な状況にある消費者に関する規定を設けること。 (5) 実効性確保のため、違反行為の程度に応じて、行政処分や刑事制裁等を行い得るものとする。また、不公正な取引行為を適格消費者団体の差止請求の対象とすること。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
2月25日	契約書面等の電子化に関する政省令整備についての意見書	兵庫県弁護士会 会長 津久井 進	<p>当会は、契約書面等の電子化を認めた上記改正法の施行に伴う関係政令の整備にあたっては、以下のような条件を満たすよう求めるものである。</p> <p>1 承諾の真意性を確保するための政令事項</p> <p>(1) 販売業者等は、消費者が日常的に情報通信機器を利用し、その基本操作に支障がない程度のデジタル・リテラシーを有することを、承諾前に確認しなければならない。</p> <p>(2) 販売業者等は、消費者からの承諾を得るに先立ち、書面交付に代わる電磁的方法による書面記載事項の提供の意味について、当該消費者の知識及び経験に照らして、当該消費者に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしなければならない。また、説明にあたっての不実の告知等が禁止されるべきである。</p> <p>(3) 消費者からの承諾は、販売業者等に対して、その旨の意思表示を記載した書面の提出又は電子メールを送信する方法により、行うものとする。</p> <p>(4) 販売業者等は、消費者からの承諾があったときは、直ちにその写しを消費者に交付し又は電子メールを送信する方法により提供するものとする。</p> <p>(5) 訪問販売、電話勧誘販売及び訪問購入並びに契約勧誘時又は契約締結時に消費者と対面する場合の連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引については、承諾の真意性確保のための特別の手続的要件を加重するべきである。</p> <p>2 電磁的方法による提供の適正さを確保するための省令事項</p> <p>(1) 省令で定める電磁的方法は、電子メールを送信する方法(当該送信を受けた消費者が当該電子メール又は当該電子メールに添付されたファイルを出力することにより、法定記載事項を網羅的に記載した書面を作成することができるものに限る。)とするべきである。</p> <p>(2) 上記(1)の電子メールの送信の方法をとる場合、当該電子メール本文には、その冒頭の当該電子メールの受信をした消費者が容易に認識することのできる場所に、法定記載事項の要約として、商品又は役務の名称、数量、代金額、クーリング・オフの権利を表示することを要するものとするべきである。また、上記の冒頭表示は、赤枠の中に赤字で記載しなければならないものとするべきである。</p> <p>(3) 販売業者等は、次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して当該電磁的方法により提供された書面記載事項の保存を行うことを要するものとするべきである。</p> <p>ア 当該電磁的方法により提供された書面記載事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。</p> <p>イ 当該電磁的方法により提供された書面記載事項について訂正又は削除を行うことができないこと。</p> <p>(4) 販売業者等は、消費者から、書面の再交付又は再度の書面記載事項の電磁的方法による提供の請求を受けたときは、これを交付又は提供する義務を負うものとするべきである。</p> <p>(5) 消費者が65歳以上である場合には、販売業者等は当該消費者に対し、家族等に対しても書面記載事項の電磁的方法による提供を希望するか否かを意思確認する義務を負い、その意思がある場合には家族その他消費者が指定する第三者に、直ちにこれを提供しなければならないものとするべきである。</p>
3月8日	消費者契約法改正骨子案に対する声明	消費者契約法の改正を実現する連絡会 代表世話人・弁護士 野々山 宏	<p>2022年(令和4年)2月1日に消費者庁が明らかにした、消費者契約法の改正骨子案(以下、「本骨子案」という。)について、以下のとおり声明する。</p> <p>今回の改正は、平成30年の消費者契約法改正における参議院附帯決議第4項で、2年以内の喫緊の課題として指摘された、高齢者、若年成人等に対する、いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権を設けるべきことが最重要のミッションである。</p> <p>これを踏まえて設置された消費者契約に関する検討会(以下、「本検討会」という。)が取りまとめた報告書(以下、「検討会報告書」という。)では、不当勧誘の規定として、①困惑類型の脱法防止規定、②消費者の心理状態に着目した規定、③消費者の判断力に着目した規定という、3つの類型の取消権を新たに設けることが提案されていた。しかし、本骨子案では、上記の3つの取消権の規定が全て改正から抜け落ちてしまっている。</p> <p>また、不当条項の規定についても、検討会報告書では、消費者の解除権の行使を制限する条項等いくつかの不当条項を定めることが提案されていた。しかし、賠償請求を抑制するおそれがある不明確な免責条項(いわゆる「サルベージ条項」の1類型)を除く不当条項の規定が改正の対象から抜け落ちてしまっている。</p> <p>本骨子案は、国会の附帯決議の求めるミッションを全く実現していない。国会の附帯決議を軽視するものである。</p> <p>また、検討会報告書が求めた規定の多くが抜け落ちてしまっており、検討会報告書の内容との乖離が著しい。このようなことは、これまでの消費者関連法規の改正においてはなかったことである。本検討会の存在意義が問われることとなっている。</p> <p>そして、超高齢社会の進展に伴う高齢者被害、本年4月からの成年年齢引き下げに伴う若年者被害の増加に対応した改正となっていない。</p> <p>このように本骨子案には問題点が多い。このまま、このような内容で改正がされれば、増加する消費者被害の救済を実現することは到底できない。今後、今回の消費者契約法の改正法律案を取りまとめるにあたっては、少なくとも、検討会報告書が提案した取消権及び不当条項の規定が含まれるべきである。</p>
3月8日	障害者差別解消法の改正を契機として消費者法制の見直しを求める意見書	大阪弁護士会 会長 田中 宏	<p>1 国は、障がい者が消費者取引において自主的かつ合理的に意思決定を行うことができるように、障がい者が消費者取引を行うにあたっての社会的障壁を除去すべく、下記(1)及び(2)をはじめとする消費者法制の整備や取組みの強化を行うべきである。</p> <p>(1) 消費者契約法3条1項を改正し、同条各号に定める事業者の義務を法的義務とすること。</p> <p>(2) 事業者が、障がい者との間で消費者契約の締結を行うにあたり、障がい者が自主的かつ合理的な意思決定を行うためには、合理的配慮の提供が必要であることを知りまたは知ることができたにも関わらず、これを提供しなかった場合に、障がい者が、当該契約における意思表示を取り消すことができる制度を整備すること。</p> <p>2 国は、事業者の合理的配慮提供義務の法的義務化に関する周知・啓発を行うにあたっては、障がい者が真意に沿わない消費者契約の締結をさせられることが無いように、事業者が契約の勧誘や締結において提供すべき合理的配慮の内容について、十分な注意喚起を行うべきである。</p>
3月15日	「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案」に対する会長声明	大阪弁護士会 会長 田中 宏	<p>本改正案には、検討会報告書が法制化を求めた、困惑類型の受け皿となる脱法防止規定や、高齢者、若年成人、障がい者等の知識・経験・判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘した場合における取消権の規定(いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権)は盛り込まれていない。また、検討会報告書では、無効となる契約条項として、いわゆるサルベージ条項により消費者の賠償請求を抑制するおそれがある不明確な免責条項、所有権を放棄することとみなす条項、及び、消費者の解約権を制限する条項の3つが提案されていたが、本改正案には、これらのうち消費者の賠償請求を抑制するおそれがある不明確な免責条項を無効とする旨の規定のみが盛り込まれたにすぎない。さらに、平均的損害についての立証責任の負担軽減策についても、検討会報告書が求めた積極否認の特例の導入が見送られているなど、本改正案は本検討会の役割や存在意義を軽視するものである。</p> <p>当会においても、最低限、検討会報告書で提案されていた規定を設けることを求めていたところであるが(2021年(令和3年)10月13日付け「消費者契約に関する検討会報告書」に関する意見募集(パブリックコメント)に対する意見書)、高齢者、若年成人、障がい者等の消費者被害の現状に照らせば、本改正案では不十分というほかはない。</p> <p>本改正案の国会審議にあたっては、検討会報告書及び当会の意見の趣旨を十分に踏まえた審議・改正をされるよう求める。</p>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月16日	契約書面等の電子化に関する政省令制定に関し消費者保護機能を確保する規定を求める意見書	埼玉弁護士会 会長 高木 太郎	1 特定商取引法及び預託法の契約書面等の電子交付に関する政省令を定めるに当たり、特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会ワーキングチームにおける意見を踏まえつつも、書面交付義務及びクーリング・オフ制度の消費者保護機能を十分に確保できる政省令とするよう求める。 2 政省令の規定には、以下のような事項を規定すべきである。 (1) 消費者の真意に基づく明示的な承諾を確保する措置 ・書面の電子化の承諾を得る際の説明義務 ・承諾書面の作成及び承諾書控えの交付 ・電子化の承諾を得るに際し不適正な行為を禁止 (2) 書面の電子化に対応できる適合性を有する消費者に限定する措置 (3) 電磁的方法による提供における契約内容及びクーリング・オフの告知機能の確保 ・一覧性の確保と改ざん防止措置を講じたPDFファイルを添付した電子メールによること ・メールの本文に一定の事項を表示すること ・高齢者の場合、家族その他の第三者に電子データの提供を希望するか否かの意思確認を義務付け、希望がある場合は当該第三者に対し同時に電子データを提供すること ・遅滞なく、当該電子データが消費者の電子機器に供えられたファイルに到達したこと及び消費者が受信したPDFファイルを開いて閲読したことを確認すること (4) 上記各義務のいずれかに違反した場合は、行政処分の対象とするほか、クーリング・オフの起算日が開始しないことを明記すること
3月22日	電子的支払手段等の規律の在り方に関する意見書	日本弁護士連合会 会長 荒 中	金融庁は、2022年1月11日、金融審議会「資金決済ワーキング・グループ報告」を公表した。同報告書第2章は、「金融サービスのデジタル化への対応」として、資金決済制度に関し、電子的支払手段及び前払式支払手段等について、新たな規律を提言するものである。本意見書は、同報告書に賛成するとともに、主として利用者保護の観点から、制度の具体化に当たって留意すべき点について意見を述べる。 1 電子的支払手段等に関する規律について (1) 電子的支払手段の発行につき、銀行、資金移動業者又は信託会社において、利用者への償還が確保されないものが発行されることがないように制度を具体化し、適切な監督を行うべきである。 (2) 電子的支払手段の移転・管理等(仲介)につき、セキュリティの確保、不正利用の補償、個人情報及びプライバシーの保護、加盟店管理等に関し、利用者保護の観点から適切かつ実効的な制度とすべきである。 (3) 不正利用や消費者被害等の問題発生時に、利用者が容易に適切な解決を求めることができる制度・運用とすべきである。 (4) 法定通貨の価値による償還を約さないステーブルコインについては、暗号資産交換業者では取り扱わないこととすべきである。 2 前払式支払手段に関する規律について (1) 本人確認等の対象とする高額電子移転可能型前払式支払手段の定義・要件につき、簡素かつ明確で利用者が理解しやすいものとするとともに、利用者保護を実効的に図ることができる水準のものとするべきである。 (2) 譲渡が自由に行われ、送金手段として機能する前払式支払手段については、為替取引として実効的な規制・監督が確保されるべきである。
3月22日	【参考送付】外貨建生命保険の販売についての意見書	日本弁護士連合会 会長 荒 中	当連合会は、以下のとおり外貨建生命保険の販売についての意見書を取りまとめ、3月18日付けで金融庁長官宛てに意見書を提出した。 1 金融庁は、外貨建生命保険の販売について、法令や保険会社向けの総合的な監督指針に基づく監督を強化すべきである。例えば一定年齢以上の高齢者に対する勧誘・販売や、保障商品としての保険を希望する顧客に対する勧誘・販売は、適合性原則に照らして、原則として不適当と認められる勧誘・販売に当たるとするなどして、同監督指針の規定を実効性あるものにすべきである。 2 金融庁は、外貨建生命保険の販売者が顧客に対して、外国債券、投資信託及び掛け捨ての死亡保険等を個別に購入することによって当該保険と同等の経済的効果を得られること及び個別に購入した場合とのコストの違いについて説明しなければならない旨を、保険会社向けの総合的な監督指針に明記すべきである。 3 金融庁は、外貨建生命保険の商品審査において、保険料を支払う際に円貨から外貨への為替取引が伴っている契約の場合、顧客が当該保険をクーリング・オフしたときは、外貨ではなく支払った額の円貨で返金される旨を各保険の約款上明記することを求めるべきである。
3月28日	契約書面等の電子化に関する政省令制定についての意見書	広島弁護士会 会長 池上 忍	特定商取引法及び預託法の契約書面等の電子化に関する政省令には、 1 販売業者等が契約書面等を電子化することについての消費者からの承諾の取得については、消費者の真意に基づく明示的な承諾を確保するための必要な措置を定めること 2 契約書面等の電子化は、書面の電子化に対応できる適合性を有する消費者に対してのみ行えるようにすること 3 契約書面等の電子化については、書面等の交付による場合と同程度の告知機能が確保されるよう必要な措置を定めること 4 販売業者等が契約書面等の電子交付を行った場合でも、消費者の求めがあったときには、提供した情報の書面による再交付を義務付けることを求める。
3月28日	「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案」に対する会長声明	兵庫県弁護士会 会長 津久井 進	2022年(令和4年)3月1日、「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案」(以下「本改正案」という。)が閣議決定され、国会に提出された。 本改正案のうち、消費者契約法の改正に関する部分は、2018年(平成30年)の消費者契約法改正の際の衆参両院附帯決議において指摘された喫緊の課題の検討のため、消費者庁が開催した消費者契約に関する検討会が、約1年9か月、合計23回の検討を経て、2021年(令和3年)9月に取りまとめた報告書(以下「検討会報告書」という。)を受けたものであるが、本改正案は、検討会報告書の要請に答えていない。 検討会報告書では、①消費者契約法第4条第3項各号の困惑類型の脱法防止規定の創設、②消費者の慎重な検討の機会を奪うような勧誘があった場合の消費者の心理状態に着目した取消権の創設、③判断力の著しく低下した消費者が生活に著しい支障が及ぶような内容の契約をした場合の消費者の判断力に着目した取消権の創設、という新たな提案がなされた。また、サルベージ条項により賠償請求を抑制するおそれがある不明確な免責条項を不当条項として無効とすることや、所有権等を放棄するものとみなす条項及び消費者の解除権の行使を制限する条項を不当条項に関する消費者契約法第10条の第1要件の例示として掲げることも提案された。これらの具体的提案は、上記附帯決議や成年年齢引下げの民法改正の際の参議院附帯決議において、高齢者、若年成人等の知識・経験・判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を事業者が不当に利用した場合の取消権(いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権)の創設が求められたこと等に対応しようとするものであった。 当会も、高齢者や若年者の消費者被害の予防・救済のため、種々の取組みをしているが、成年年齢引下げが目前に迫る当月には、成年年齢引下げによる問題について考えるシンポジウムを開催したところである。 しかし、本改正案には、これらの取消権に関する提案に対応する部分は盛り込まれておらず、不当条項に関する提案についても、賠償請求を抑制するおそれがある不明確な免責条項を無効とする規定のみが盛り込まれたにすぎず、従来からの消費者立法改正にあたって採用されてきた、学識経験者・消費者団体の代表・事業者団体の代表から構成される検討会(審議会)において、業界団体や消費者団体からのヒアリング等の事実調査も踏まえた上で衆知を結集して報告書を作成し、この報告書に基づいて立法がなされるというルールは無視されているに等しい。多発する消費者被害の救済に資するよう、法改正手続は早急に進められるべきであるが、高齢者や若年者の消費者被害の防止の見地から、本改正案は根本的に見直されるべきであり、少なくとも、検討会報告書が提案した取消権及び不当条項に関する規定を含むものとするべきである。

<食品表示関係:2件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月27日	パック・小袋等の原材料表示基準を求める再度の申入れ	食の安全・監視市民委員会 代表 神山 美智子	今世界的にSDGs達成のため、プラスチックの使用を控える動きが盛んになっており、その前提として、消費者は購入する容器包装がプラスチックであるか、どのようなプラスチックか知る必要がある。 家庭用品品質表示法に基づき、だしや茶葉などを入れて使用するための市販のパック・小袋には、「ポリエチレン・ポリプロピレン」等の表示があるが、だしや茶葉などの食品が最初から入っているパックや小袋には表示がない。 初めからパック・小袋等に食品が入っており、パック・小袋等に入ったまま利用する食品にも、それらパック・小袋の原材料表示をするべきだと考えるため、食品衛生法18条に基づき規格又は基準が既に定められている容器包装について、食品衛生法19条により表示基準を定めるよう改めて申し入れる。
2月9日	対応遅れは許されない、アサリ事件は氷山の一角～すべての食品にトレーサビリティ制度の導入を～	食の安全・監視市民委員会 代表 神山 美智子	熊本県産が実は中国産だったというアサリの産地偽装事件は、行政監視機能の欠陥性が明らかになった消費者の信頼を揺るがす重大事件である。表示偽装は消費者の権利を省みない極めて悪質な反消費者的行為である。消費者庁・消費者委員会発足の契機の一つにもなった「産地表示の偽装防止」が完全に反故にされ、依然として大規模な偽装が実施され、長期間・継続的に偽装食品の販売が放置されてきたという事実は大きな衝撃である。 2月1日に農水省と消費者庁は連名で各自治体の実態調査の実施を通知し、その結果を踏まえて必要な措置を講じるとしたが、遅きに失した対応ではないのか。その間、多くの消費者が損害を被っており、後手後手行政への不満・不信は高まっている。 今回のアサリ事件を産地偽装の氷山の一角と捉え、知らされる権利や選択する権利など消費者の権利の実現を訴え、次の点について要望・意見を表明する。 1. 監視体制の整備・強化 2. 全ての食品にトレーサビリティ制度の導入 3. 申出に回答する制度及び課徴金制度の強化 4. 消費者行政の一元化へ消費者庁の司令塔機能の発揮 5. 事件の原因及び調査の経過、その結果についての情報公開・情報開示

<地方消費者行政:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
2月4日	地方消費者行政の充実・強化のための意見	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 地方消費者行政プロジェクト	自治体の消費者行政は、重要な役割を担っている。くらしの安全・安心を確保するために、消費者にとって最も身近な地方消費者行政の充実と強化は必須であり、その重要性はより増している。当会「地方消費者行政プロジェクト」で行った調査を踏まえ、以下を提言する。 1. 消費生活相談等に係る施策として、消費生活相談員、事務職員、専門人材を拡充し、自治体が必要と判断する施策を適時適切に実施できるように予算措置や支援を強化すること 2. 職員研修、消費生活相談員の研修強化をWebの活用など工夫しながら進めること 3. 若者への消費者教育の充実を図り、消費者被害の防止に向けた取り組みを積極的に進めること 4. 消費者庁は、広域連携を実施する自治体に対して、「改正消費者安全法の実施に関わる地方消費者行政ガイドライン」を示していますが、連携に参加する自治体が相互に責任ある消費者行政を進めるために、ガイドラインの改訂を行うこと 5. 法執行の強化に向けて、自治体の執行体制強化につながる支援措置と、国・地方の共同調査・同時処分を推進すること 6. 消費者被害を防ぐために「消費者安全確保地域協議会」の設置を促進すること 7. 地方消費者行政強化交付金について、十分な予算確保をするとともに、事業メニューは自治体のニーズを把握し、活用しやすいものにすること

<料金・物価関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月16日	【参考送付】住宅付属設備等に係るLPガス料金の不透明に対し抜本的対策を求める要請書	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 事務局長 浦郷 由季	LPガス料金の不透明化問題への活動を進めてきたところ、賃貸住宅および分譲住宅に関し、住宅付属設備の一部をLPガス事業者が負担・無償貸与するかわりに、LPガス料金にその費用償却分を上乗せするという不動産事業の商慣行が行われているということがわかった。 関係省庁におかれては、このような商慣行が行われることを防ぎ、LPガス料金の透明化を図る抜本的な対策を講じることを求める。 1. 建築事業者および家主がLPガス事業者に、LPガス以外の住宅設備の費用負担・無償貸与を求める商慣行を、停止させる施策を検討すること。 2. LPガスの設備費負担料金の明細を明らかにするよう事業者徹底すること。 3. 問題のある商慣行で締結されたLPガス契約の中途解約において消費者が不利益とならない環境を求める。

<その他:3件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月17日	【参考送付】新型コロナウイルスワクチンの市販後安全対策と救済について	薬害オンブズパーソン会議 代表 鈴木 利廣	1 新型コロナウイルスワクチンの副反応に関する因果関係認定のあり方を以下のとおり見直すべきである。 (1) 予防接種法に基づいて報告された副反応疑い報告の死亡症例の99%以上が「情報不足等により評価不能」とされている現状を見直し、安全対策に生かすべきである。 (2) 個別症例の因果関係の判定指針を明らかにするとともに、判定を担当する専門家の利益相反関係を明らかにして、透明性を高めるべきである。 2 ワクチン接種記録と接種後の医療データを突合して追跡調査をすることができるしくみを創設するべきである。 3 市民がオンラインで容易に副反応を報告できる制度を創設するべきである。 4 予防接種被害救済制度について、因果関係について否定する明らかな根拠があるとまでは言えない症例は救済の対象とするという基本的な立場に立って、救済のあり方を見直すべきである。
3月9日	【参考送付】ファイザー執行役員の東京都教育委員会委員任命に反対する意見書	薬害オンブズパーソン会議 代表 鈴木 利廣	2022年2月25日、東京都議会が、ファイザー株式会社の取締役執行役員炎症・免疫部門長である宮原京子氏を、東京都教育委員会委員に任命することに同意した件について、以下のとおり反対する。 1 この人事については、ファイザー社が新型コロナウイルスワクチンを製造していることから、学校でのコロナ対策にも宮原氏の知見を生かしたい考えによるものであると報道されている。しかし、ワクチン製造メーカーの執行役員が教育委員会の委員に就任すれば、児童・生徒や教職員らに対する感染症の予防対策について、ワクチンを過大評価した意見を述べる可能性が否定できない。 2 とりわけファイザー社は新型コロナウイルスワクチンを製造販売する企業であり、同社の執行役員である宮原氏は入社後一貫して営業部門の責任者としての立場にあった者であることから、新型コロナウイルス感染症対策に関してより一層の利益相反性を懸念させる事情が認められるといわざるを得ない。 3 このような著しい利益相反性の疑念を生じうる立場の者を、東京都の学校教育に関して強い影響力をもちうる教育委員会の委員に任命することは、東京都の教育行政の中立性及び公正性を著しく損なうものであり、明らかに不適切である。 以上から、当会議は、宮原氏を東京都教育委員会委員に任命することに反対する。
3月9日	【参考送付】緊急承認制度に関する意見書	薬害オンブズパーソン会議 代表 鈴木 利廣	2022年3月1日に国会に提出された薬機法改正案における緊急承認制度について、以下のとおり意見を述べる。 1 通常の承認の例外として既に制度化されている条件付き承認制度、再生医療等製品の条件・期限付き承認制度、及び特例承認制度の運用における問題点の批判的な総括をするべきであり、それなくして、制度を創設することには反対する。 2 米国EUAと同様、承認ではなく使用許可とするべきである。 3 適用の要件等を厳格にするべきであり、仮に、緊急承認とする場合は、少なくとも、薬機法改正法案の第14条の2の2(医薬品)について、以下の点を修正するべきである(本意見書では第14条の2の2について述べるが、医療機器等の緊急承認に関する第23条の2の6の2、再生医療等製品の緊急承認に関する第23条の26の2についても基本的に同様である)。 (1) 適用要件を定めた第1項第1号を「パンデミック、原子力事故、バイオテロなど、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある緊急事態において、重篤または生命に関わる疫病・状況の拡大を防止するために、緊急に使用されることが必要な医薬品であり、かつ、当該医薬品の使用以外に適当な方法がないこと」とし、緊急事態への対応を想定した制度であることを明確にするべきである。 (2) 第3項の期限の延長は1回に限る旨を明記するべきである。 (3) 第5項のうち、「この場合における同条第三項の規定の適用については、同項中『臨床試験の試験成績に関する資料その他の』とあるのは、『その医薬品の使用成績に関する資料その他の厚生労働省令で定める』とする」という記載を削除し、期限内に改めて行う承認申請には、通常の申請と同様に、検証的臨床試験成績の提出を求めるべきである。 (4) 第5項により改めて承認の申請がなされた場合の承認審査期間の上限を定め、審査中を理由に緊急承認の効力がいたずらに続く事態とならないようにするべきである。 4 新制度を創設する場合には、知見の集積や有効性の検証が不十分な中で市場に出す医薬品等にふさわしい市販後安全対策と救済制度のあり方を示すべきである。